

第1回消防団員の処遇等に関する検討会

議事録

令和2年12月24日

【鈴木課長補佐】 それでは、定刻を若干過ぎてしまいましたけれども、お時間となりましたので、ただいまから第1回消防団員の処遇等に関する検討会を開会いたします。

私は、消防庁地域防災室で課長補佐をしております鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。お手元の次第に一覧の記載がございますけれども、本日の資料は全部で10種類ございます。

まず、資料1が、1枚紙で検討会の開催要綱、資料2が委員名簿、こちらも1枚紙でございます。

続きまして、資料3、ここから横置き of 資料になりますけれども、組織概要等に関する調査の結果、こちらがホチキス留めでついております。

続いて、資料4、こちらが1枚紙で総務大臣書簡が入っております。

資料5が、これまでの団員確保策についてということで、複数枚ホチキスで留められた資料がおりかと思ひます。

続きまして、資料6、報酬・出動手当の現状について、こちらもホチキス留めの資料でございます、その後ろに参考資料として縦置き of のものがついている。それが2種類、1枚紙 of の都道府県別と、あとは少し細かくなりますが、市町村ごとの数字が並んでいるものがホチキス留めになってございます。

続きまして、資料7、こちらは横置き of の1枚紙で処遇に関する実態調査、その後ろに調査票ですけれども、別紙として縦置き of のホチキス留め of のものが束でついております。

続いて、資料8、こちらも横置き of の資料で活動に関する実態調査、同じく別紙 of の、資料8別紙ということで縦置き of のホチキス留め of のものがついているかと思ひます。

続きまして、資料9、本日、東京消防庁さんにお越しをいただいております、後ほど活動実態等につきましてプレゼンテーションをいただく、そちら of の資料がこちら of の資料9でございます、最後、資料10といたしまして、今後のスケジュールという1枚紙がついている。

以上が、本日の配付資料になりますので、もしお手元がない方がございましたら、挙手をいただきましたら、事務局のほうからお配りいたしますので、御連絡をよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速でございますが、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、本日の検討会につきまして、開催要綱と委員名簿につきまして御説明を申し上げます。

開催要綱、資料1でございますけれども、1の目的として、「近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、『消防団員の処遇等に関する検討会』を開催いたします。

2の検討事項でございますが、検討会は、消防団員を確保することを目的として、以下に掲げる事項について検討いたします。

- (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方
- (2) 消防団員の加入の促進 等

3の検討会でございます。

(1) 委員は、別添のとおり、また後ほど御説明しますが、資料2についているものでございます。

(2) 検討会には座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。

(3) 座長は、検討会を代表し、会務を統括する。

(4) 検討会は、原則公開とさせていただきますが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

4、運営。運営につきましては、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室のほうで務めさせていただきます。また、本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長に決めていただければというふうに思います。

以上が、本検討会の開催要綱の概要でございます。

続きまして、資料2でございますけれども、後ほど皆様の御紹介もさせていただきますので、その際に併せて御確認をいただければと思います。

ここで今回、主催者を代表いたしまして、消防庁長官の横田から御挨拶を申し上げます。

【横田長官】 皆様こんにちは。消防庁長官の横田でございます。消防団員の処遇等に関する検討会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本検討会の委員に御就任いただきました委員の皆様に対しまして、厚く御礼を申し上げます。また、年末のお忙しい中、リモートでの御参加も含めまして、本日お集まりの皆様方に重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、全国の消防団員数でございますが、皆様御承知のように年々減少し続けておりまして、本年4月1日現在で約82万人、2年連続で1万人以上の団員数が減少しております。今後数年間で80万人を割り込むおそれもございまして、憂慮すべき危機的状況であるというふうに認識をいたしております。

一方で、近年、災害が多発化・激甚化する中で、消防団の果たす役割は非常に大きいものとなっております。本年の7月豪雨におきましても、消防団員の皆様は自ら被災した方もいらっしゃる中で、いち早く現場に駆けつけ、住民の安否確認や救助、避難所の支援や地域の巡回など、昼夜を分かたず精力的に活動していただきました。

このように、消防団はまさに地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在でございます。

こうした中、消防団員の皆様の労苦に報いるためには、報酬や出動手当をはじめとした処遇の改善に一層取り組む必要があるというふうに考えております。

そこで大臣からの御指示もございまして、団員の適切な処遇の在り方などについて検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的といたしまして、本検討会を開催することとした次第でございます。

皆様方におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【鈴木課長補佐】 続きまして、委員の皆様を、資料2の委員名簿に沿って御紹介をいたします。

まず、今回、検討会の座長をお願いさせていただいております兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長の室崎益輝様でございます。

【室崎座長】 室崎でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】 続きまして、委員の皆様を御紹介いたします。

公益財団法人日本消防協会会長、秋本敏文様でございます。

【秋本委員】 秋本でございます。よろしくお願い申し上げます。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、本日はリモートで御参加の鳥取市消防団女性分団団員、安達由紀様でございます。安達様は御都合によりまして少し会議に入るのが遅れておりますので、今は音声は聞こえていない状態ですけれども、また到着され次第といいますか、会議に入り次第、御紹介させていただきたいと思います。

続きまして、公益財団法人千葉県消防協会会長、石橋毅様でございます。

【石橋委員】　　石橋です。よろしくお願いします。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、こちらもオンラインでの御参加でございますが、東伊豆町長の太田長八様、本日、御公務のため、代理といたしまして東伊豆町防災課課長兼防災監、竹内茂様がオンラインで御出席いただいております。

【大田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】　　東伊豆町防災課の竹内です。よろしくお願いします。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、消防庁国民保護・防災部長、荻澤滋でございます。

【荻澤委員】　　荻澤でございます。どうぞよろしくお願いします。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、千葉縣市原市長、小出譲治様でございます。

【小出委員】　　市原市長の小出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、リモートで御参加でございます常葉大学大学院環境防災研究科教授の重川希志依様でございます。

【重川委員】　　常葉大学、重川と申します。よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】　　重川様は、機材の御都合により、音声のみの御参加となっております。

続きまして、神奈川県くらし安全防災局長、花田忠雄様でございます。

【花田委員】　　花田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【鈴木課長補佐】　　続きまして、全国消防長会総務委員会委員長で、京都市消防局長の山内博貴様でございます。

【山内委員】　　山内でございます。よろしくお願いします。

【鈴木課長補佐】　　以上10名でございます。

また、本日は、議事の中で消防団の活動実態の例について御説明をいただくため、東京消防庁から防災部長の森住敏光様。

【森住防災部長】　　東京消防庁防災部長、森住です。よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】　　また、防災部消防団課長の沼尾昭仁様。

【沼尾消防団課長】　　消防団課長の沼尾です。よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】 お2人にお越しをいただいております。また、後ほどよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、室崎座長から一言御挨拶を頂戴したいと思います。室崎座長、よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 このたび座長を仰せつかりました室崎でございます。よろしくお願いいたします。

とても重要な検討会だというふうに思っております。理由は大きく2つありまして、1つは、先ほど長官の御挨拶にもありましたけれども、まさに災害の時代を迎えて、大規模災害がこれから、来てはほしくないんですけれども、次々とやってくる、そういう時期にあって、消防団の役割が非常に大きくなっている。単にこれも量的に大きくなっているだけではなくて、質的に大きくなっているという広がり、単に昔は消火活動や、そういうものだったんですけれども、今は避難所の運営から始まって、予防段階の防災教育もやらないといけないし、地区防災計画のそういう一つの中心核にならないといけないという形で、活動の幅も広がっている、量と質、両方大きくなっているという状況にあって、それだけに消防団というものをしっかり我々はサポートしていかないといけないというのが1番目の理由でございます。

2つ目は、これは私自身も少しじくじたる思いもあるんですけれども、随分前から消防団についてはいろんな形で議論をして、いろんな対策を講じてきた。それはそれで、少し歯止めがかかった部分もありますし、女性消防団員とか、学生の消防団員とか、機能別団員とかいろんな形で消防団の裾野は広がってはきているんですけれども、ありとあらゆる対策を私は講じたつもりですけれども、結果としては、これも先ほど御紹介ございましたように、減少の傾向に歯止めがかからないというのか、なかなかそこは苦しい状況にある。そういう困難な状況にあるというのが2つ目の大きな理由となる。だから減ってもいいということではなくて、何とか今までのやり方をさらに上回るような思い切った対策とか、対応することによって、消防団の質と量の両方の確保を図ることが必要だと思っております。

それに対する答えをここで出さないといけないということで、折しも武田総務大臣からも、消防団員が頑張ってやろうと、あるいは家族が心から声援をすることができるような、まさにそういう処遇についてもしっかり検討しろという御指示でございますので、そういう点を踏まえて、皆さん方から忌憚のない御意見をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【鈴木課長補佐】 室崎座長どうもありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたが、カメラ撮影はこちらまでとさせていただきますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(報道カメラ退室)

【鈴木課長補佐】 それでは、議事に移ります。ここからの進行は室崎座長にお願いをさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【室崎座長】 それでは、お手元の次第に沿って議事を進めさせていただきたいと思っております。

まず、今日は第1回ということもございますので、「消防団員の処遇等に関する検討会」の全体像をつかむということで、事務局から、まず議事の1番から4番までの現状とか実態の御説明をいただいて、その後、東京消防庁の皆さんからも消防団の活動実態についての事例紹介がございますので、1番から5番まで、東京消防庁のプレゼンテーションに至るところまで、まずは御説明を伺って、その後、少し残った時間を自由に議論するという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から、資料3から8ぐらいに当たるんですか、議事でいうと1番から4番に当たる場所の御説明をよろしくお願いいたします。

【名越室長】 消防庁地域防災室長の名越と申します。説明させていただきます。

資料3を御覧いただければと思います。本年の12月15日に発表いたしました消防団の組織概要等に関する調査の結果についてでございます。令和2年4月1日時点の消防団員数は81万8,478人と、前年度に比べ1万3,504人の減少となっております。重点的に取り組んでまいりました女性団員や学生団員、機能別団員については増加傾向にございます。逆に申しますと、それ以外の、いわゆる男性の基本団員が減少しているというふうに思っております。

次のページをお願いいたします。平成31年に比べまして、今年の令和2年も対前年団員減少数が拡大しておりますが、その理由といたしましては、退団者数の減少以上に入団者数が減少したことによるものでございます。

退団者数は、下の図の青いグラフを御覧いただければと思いますが、ちょっとでこぼこはございますが、一定の水準で退団者数が推移している一方で、入団者数につきましては、オレンジ色のグラフでございます、減少傾向が続いておりまして、特に平成29年度以降は減少幅が大きくなっております。

また、その右の図を御覧いただければと思いますが、年齢階層別に消防団員数を見ますと、若年層の団員構成率が減少しているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。今申し上げましたことを裏づける部分でございますけれども、年齢階層別に入団者数を見ますと、下の図のオレンジのグラフと灰色のグラフを御覧いただければと思いますが、若年層、つまり20代や30代の入団者数が減少傾向にございまして、特に21歳から30歳の入団者数につきましては、10年前の平成23年と比べて約41%の減という形で大幅な減少傾向でございます。こういったことから、若年層の対策が特に重要であるのではないかと考えております。

次のページをお願いいたします。入団者数につきましては4万3,000人ほど、退団者数は5万6,000人ほどとなっておりますが、市町村にいろいろ聞き取ってみますと、団員数の減少や増加の主な理由については、以下のとおりの回答が上がってきております。

例えば、減少原因としましては、今年度の非常に大きな特殊要因でございますが、新型コロナウイルスの影響によりまして、1月から3月の勧誘活動が十分に実施できなかったという理由が挙げられております。それ以外には、引き続きではございますが、人口減少や少子高齢化による影響、いわゆる被雇用者の率の増加、または本業の多忙、家庭や体調の都合による自己都合なども挙げられております。

逆に増加した団体にお伺いいたしますと、機能別団員の導入によるものであるとか、あと地方公務員をはじめとした役場職員の積極的な入団であるとか、女性や学生を対象にした入団促進が功を奏したという理由も挙げられております。

資料4をお願いいたします。こういった事態を受けまして、今月の12月15日に総務大臣から各都道府県知事や市区町村長に宛てまして書簡を出したところでございます。資料4の上段の3パラ目を御覧いただきたいと思いますけれども、団員数の減少が憂慮すべき危機的状況であるというふうに述べた上で、4パラ目でございますが、災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により、一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、大臣は消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。処遇の改善は、消防団員のモチベーションの向上や家族の理解につながり、ひいては消防団員の確保にも資することになるということで、このパラの最後ですけれども、消防団員一人ひとりの処遇がしっかりと改善されるようお願いをした上で、下段の2パラ目を御覧いただきたいんですけれども、消防庁に対しましては処遇改善に向けた検討を行うよう指示しており、近く検討会を発足させる予定ですということで、本検討会がまさしくこれに対応する形になっております。

資料5をお願いいたします。先ほど座長からもお話がありましたが、消防団員の減少につきましては長年にわたる課題ということで、減少対策をいろいろやっていかなければいけないということで、各種の団員確保策について取り組んでまいりました。

そこでざっとおさらいということで、それらについて取りまとめたものが資料5という形になっております。詳細につきましては、各項目毎に2ページからそれぞれ1ページずつ対応した資料がございますので、そちらを御参照いただければと思っております。

項目について御説明いたしますと、まず1つ目ですが、機能別消防団員・分団制度の導入ということで、あらかじめ決められた特定の役割のみに参加する団員とか、特定の役割のみを実施する分団の導入が平成17年度から、2つ目は消防団協力事業所表示制度が平成18年から始まっております。これは一定の要件を満たす消防団協力事業所に対し、市町村や消防庁が認定をして表示証を交付するものでございます。

3つ目ですけれども、消防団等充実強化アドバイザー派遣制度が平成19年度から始まっておりまして、地方公共団体の要請に基づきアドバイザーを派遣して、充実強化等を助言するという形で取り組んでおります。平成25年には、議員立法ではございますが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」、いわゆる充実強化法が制定されておりまして、これを受けまして、その下の〇ですけれども、平成26年には消防団の装備の基準の改正をし、消防団の装備を充実するよう取り組んでいるところでございます。

また、消防団員の退職報償金の引上げ、その次の学生消防団活動認証制度の導入も行っております。同制度につきましては、消防団活動に取り組んだ大学生等につきまして、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援する制度でございます。

その下の、平成30年から始まっておりますけれども、大規模災害団員制度につきましては機能別の一つでございまして、大規模な災害のときに活動していただきます団員の枠組みを示しまして、各地方公共団体での導入をお願いしているところでございます。

その下でございしますが、いわゆる国土強靱化という取組の流れに乗りまして、平成30年から消防団設備整備費補助金を創設しておりますし、令和元年から補助対象資機材の拡充も行っております。

また、令和2年4月以降から、消防団員等の公務災害補償に係る補償基礎額の引上げや、消防団員のマイカー共済の開始という形で、各種の取組に取り組んできたところでございます。

引き続きまして、資料6をお願いいたします。資料6からにつきましては、団員の処遇の

うち、特に金銭面で大きな位置を占めます報酬や出動手当の現状について、深掘りして説明させていただきます。

まず、年額報酬についてでございますが、市町村が条例に基づきまして、消防団員に対し年額報酬を支給しているということになっております。支給額や支給方法につきましては、地域の事情によりまして必ずしも同一ではございませんが、支給額の低い市町村に対しましては引上げ等を図っていただきたいということで、消防庁のほうから何回も引上げを要請してきているところでございます。

一般団員の方の年額報酬につきましては、地方交付税上の単価は3万6,500円でございます。これには及ばないものの、毎年、条例平均額につきましては改善されつつありまして、令和2年につきましては3万925円という形になっております。

また、下の表を御覧いただければと思いますが、無報酬の団体も以前はございましたけれども、平成27年度中に全て解消されております。一番下の行を御覧いただければと思いますが、交付税単価の3万6,500円を上回って年額報酬を出していただいている市町村の数が492団体ということで、28.3%となっておりますけれども、まだ10,000円未満の団体もあるなど、かなりの格差が残っているという状況でございます。

次のページをお願いいたします。先ほどは団員さんのお話をさせていただきましたが、階級別に報酬額を見ますと、団長から部長までの上位の階級では、条例の平均額につきましては交付税の単価を上回っております。その一方で、下の図の赤枠の部分を御覧いただければと思いますが、班長や団員といった下位の階級では条例平均額が交付税単価を下回っている状況でございまして、こういった意味でも特に若手団員の処遇改善が必要ではないかというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。出動手当についてでございますが、出動手当につきましても市町村が条例に基づいて支給しているものでございます。多くの市町村では火災や風水害、訓練などといった形で、出動の態様に応じて支給金額を定めているところでございます。こちらは地方交付税の算入額は1回7,000円としております。ただ、例えば風水害等に係る出動手当に限りまして、下の表を御覧いただければと思いますが、支給の方法や金額については多様でございまして、例えば①のように、オーソドックスな形ですが、1回当たりいくらという形での出動手当を定額で定めているところが多くなっております。しかしながら、②のように出動の態様によって定めているところや、③のようにそれ以外の定め方をしているもの、④のようにそもそも出動手当を定めていないということで、お支払い

していない団体も70市町村あるという状況でございます。

ちなみに、出動手当の位置付けについてでございますが、次のページの4ページを御覧いただければと思いますけれども、4ページの下半分の部分でございます。こちらは昭和40年に消防庁のほうから各市町村にお示ししました条例の例でございますが、第12条が報酬となっております、これが年額報酬に対応したところになっております。下の第13条の費用弁償というところが出動手当に該当しているということでございまして、前のページに戻っていただければと思いますが、こういった条例（例）に沿って、一般的には出動手当を条例上は費用弁償にしている例が多いのかなと思っておりますが、個別の団体ごとに見ますと、年額報酬と同様に、例外的に報酬とされている団体も一定数あるのかなと認識しているところでございます。

その次の資料6ということで、参考ですが、これは各市町村ごとの年額報酬の一覧でございます。緑で網かけさせていただいているところが、交付税単価の3万6,500円を超えているところを色塗りしているということになっております。こちらのほうの説明は割愛させていただきます。

資料7をお願いいたします。こういった報酬や出動手当につきまして改善を図る際には、今までもいろいろ調査をしておりますけれども、さらに踏み込んだ現状の把握が不可欠であろうということで、実態調査を現在行っているところでございます。

具体的には、主に以下の項目の①から⑤を調査しております。例えば①ですけれども、出動手当の条例上の位置付けですが、先ほど申し上げましたように費用弁償のところが多いと思いますが、報酬のところもあると思いますので、そこら辺を聞いている。

②で、出動手当につきましては、交付税単価が7,000円ですけれども、それ以上に引き上げない理由についてもお伺いしております。例えば費用弁償だからですかとか、予算の制約があるからですかという形で、選択肢もお示しした形でお伺いをしているところでございます。

③につきましては、報酬・出動手当の支給方法ということで、消防庁のほうからは個人支給が原則ですというふうに申し上げておりますけれども、各地域での支給方法は個人支給なのか、団を経由して個人支給なのか、団に支給なのかということもお伺いしております。

④につきましては、③で個人支給していない団体に対しまして、個人に直接支給していない理由をお伺いしているところでございます。

また、⑤につきましては、団の活動に必要な経費を賄うために、これは市町村によってい

いろいろ呼び方が違うところがございますが、運営費交付金、補助金といったものが交付されているということがございますので、その実態についてもお伺いしているところでございます。

今、既にこの調査票については発出をしております、1月中旬を回答期限としておりますので、可能であれば、第2回の検討会において、その結果を踏まえた資料等お示しできればと考えております。

資料7の別紙につきましては、今申し上げた処遇に関する実態調査の詳細な調査票でございますので、説明については割愛させていただきます。

資料8をお願いいたします。資料8につきましては、先ほどの処遇改善の調査と同じように、処遇改善を考えるに当たっては活動実態のほうも一定程度把握したほうがいいのではないかとということで、併せて行っているものでございます。主な調査項目につきましては、以下の①から④ということになっています。

①の年間スケジュールについてですけれども、次のページの2ページを御覧いただければと思いますが、大体年間を通してこういうふうな活動をしているのではないかとこのを2ページにお示しをしておりますけれども、各市町村のほうでいろいろ実態があらうかと思っておりますので、そういったものをお聞きしているところでございます。

②でございますが、先に3ページを御覧いただければと思います。消防庁のほうで『消防防災・震災対策現況調査』という毎年統計を取っているところでございますが、1ページにお戻りいただきたいと思っております。②のところでございますけれども、その現況調査において統計を取っている各種の活動、火災や風水害、訓練、警戒等などでどういった活動内容なのかとか、あとあまりこれまで聞いたことがなかったんですけれども、1回当たりの平均活動時間はいくらぐらいですかという形でお聞きしているところでございます。

③でございますけれども、先ほどの3ページに、すみません、また戻っていただければと思いますが、一番右に「その他」という欄がございます、件数的には消防団の活動の3割近くを占めるんですけれども、このその他というものは具体的に何をやっているのかということが、あまりこれまで議論になったことがありませんでしたので、具体的な活動内容とか、1回当たりの平均活動時間、そういったものに対する出動手当の支給の有無についてお伺いしているところでございます。

④につきましては、この現況調査で報告されていない消防団の活動もあるのではないかとということで、そういったものについてはどういったものがあって、出動手当が支給されて

いるかということについてもお伺いしております。こちらにつきましても、第2回以降の検討会の資料の基礎として活用したいというふうに考えております。

私のほうからの説明は以上とさせていただきます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、東京消防庁から御説明をお願いしたいと思います。資料9ですね、よろしくお願いいたします。

【森住防災部長】 よろしく願いいたします。東京消防庁からは、東京の消防団として、東京の特別区消防団がどのような活動しているかということについて御説明したいと思います。

まず、前提といたしまして、東京消防庁が消防団の事務を行っておりますのは、右側のピンクの東京23区に関する消防団の事務です。多摩地区の左側、水色の市町村は各市町村が事務を行っております。ですから、本日の話は23区をひとつの市とみなした話という形になりますので、御了承いただきたいと思います。

現在、58団、これは消防署の数と同じだけあります。その下に分団が439分団ぶら下がっているという状態。定員は1万6,000人なのですが、現員数は1万3,290人の充足率83.1%となっております。年額報酬は団員で4万2,500円、費用弁償は1回当たり4,000円となっております。これは違う用務が同じ日にあれば何回でも出ます。同じ用務がずっと続いている場合には1回ということになりますが、例えば午前中、応急救護をやって、午後、消火訓練をやったというのは2回になります。何回でも出るという形になります。多摩地区は、先ほどお話ししましたように、各市町村の条例で定めることになっておりますので、金額にもかなり幅があります。

紙ベースでお配りした資料には載ってない項目がこの画面のほうには載っておりますので、ぜひ御参考に画面のほうを見ていただければと思います。

特別区消防団の消防力ですが、左側のような可搬ポンプ積載車というものを分団本部施設に格納している。これが430ということですが、まだ全部の分団に車が整備されていません。それがないところ、もしくは部級といって、分団よりも一つ下のサイズのものには左下の手引きの可搬ポンプを配置している。そのほかにAEDですとかトランシーバー、チェーンソー、切創防護衣などを配置している次第でございます。

先ほど室長から御説明もありましたけれども、年間行事は大体同じようなものになります。1月の出初め式に相当する団始式に始まりまして、4月には新入団員が入ったり、5月、

6月には操法大会、これは東京都の操法大会の前に各区でやったり、また全国を目指したりという形で日夜訓練に励むのが5月、6月、またその合間に水防の訓練もありますし、8月には祭礼の警戒もあります。9月には東京都の総合防災訓練に参加をするという形になります。当然、台風等の水害もある中で、10月には、これは年中行事なんですが、消防団点検、訓練成果ですとか、規律を確認するための点検ということになっております。12月には、年末消防特別警戒、本年も特別警戒を可能な限りでやるんですけども、コロナ禍においてなかなか集まるのが難しいという悩ましい状態になっております。

募集活動は年間を通して行っております。当然災害に対しても、年間を通して対応しているということになります。

次に、実際に災害はどの程度出ているのかということですが、令和元年度中のデータですが、火災には1,125回、延べ4,936名の団員が出場しております。また、令和元年度は水災が多く発生いたしまして、125回、647名、その他災害におきましても673回、2,071名が出場しております。令和2年度は東京都に対する台風の直撃がなかったことから、水災についてはこれより少ない回数になっております。右下になりますが、年間で5万2,000回、36万7,000人、ほぼ8,000人が出動して活動しているという現況でございます。

これは令和元年度東日本台風、多摩川の支流で若干の溢水がありまして、消防団も当然、田園調布消防団が出動いたしまして指揮本部を設営、そして溢水したエリアにおいて避難が遅れた方をゴムボートで救出したという活動の写真でございます。

また、それ以外にでも、当然こうした消火活動をしております。消防団は、内部進入は常備消防とは別なのでしないのですが、延焼阻止には多大なる成果を上げております。この右側の写真は、市場での災害があったときの映像でございます。

また、それ以外にも、こうした建物と建物の間で延焼阻止をするですとか、落下物を排除するための外からの放水というのをやっていたという次第でございます。

実際に特別区消防団どうなんだと、充足率はどうなっているんだということで、随分悩ましいグラフではございますが、平成22年の94.3%をピークに下降の一途をたどっております。東京都の目標としては、充足率90%という赤いラインを引いているわけではあります。ずっと下っておりまして、今年ようやく10年ぶりに上昇傾向に向かい始めた次第でございます。これはなぜ逆に22年にピークを迎えたかと申しますと、平成19年から事業所団員というカテゴリをつくりまして、いわゆる勤務地団員ですとか、サラリーマン団

員をどんどん勧誘していきましょうということで、増えていったわけでございます。

ところが、その後、なぜ下がったのかということで、このスライドはお配りした中ではないんですが、実は21年に活動をしていない団員に報酬を払うのはいかなものかという御指摘をいただきまして、長期間にわたって活動されてない団員の方について整理をしました。そうしたところ思いのほか、これがごろごろと多く発生いたしまして、また活動の実効性を高めるために、この当時は1回、定年制をちゃんとしようじゃないかということも始めました。ということで、これは4月1日現在です、次のは1月から12月ということなので、平成22年中に退団が多くなってしまった、入団を超えてしまったというのが、このグラフの実態でございます。平成31年からこのグラフがまたクロスして逆転してきておりますので、これはいい傾向なのかなというふうに思っております。

これは先ほど全国のグラフがあったと思うんですが、それに東京都を重ねてみました。左側の昭和60年当時、東京におきましても30代、40代が主力で多くいたのですが、年を重ねるごとにその主力部分が減ってきました。一番右の令和2年になりますと、東京都の消防団員の主力は50代、60代以上という状態になっています。50%を超える方が50代以上という形になっております。左側の点線で囲った全国のところを見ますと、大体30代、40代が主力になっています。これが大都市の傾向なのかなという感じです。ですから、東京都も多摩地区においては30代、40代が団員構成の主軸となっておりますけれども、東京都特別区においては50代以上が主軸となっている次第でございます。

右下に赤い点線で丸をしました。これは20代なんですが、実はこのグラフの平成30年程度から20代の数字が東京都はあんまり変わっていません。これは何が起きているのかと申しますと、学生団員なんです。減少に歯止めをかけるために、学生団員を多く勧誘していきましょうと。管内に大学があるところ、また近隣にあるところの大学生を取り込んでいきましょうといった成果が、ここに表れている。でも、それにしては増えてない。なぜでしょうか。

これは奏功事例として掲げさせていただきました。左側の消防団においては、学生リーダーを指定して世話役となってもらって、同じ学校の仲間を消防団に入れてよと。入団促進ガイドンスもしましょうと。その大学自身を協力事業所に認定をする。そうすると、学校側からも積極的な入団促進を図っていただける。毎年25名程度の入団者を確保できているという状況でございます。

右側の消防団におきましては、看護師養成学校の学生さんに入団していただく。そうする

ことによって応急救護訓練指導は御自身のスキルアップにもなるし、実際に人に教える、人と接するといった機会も得ることができる。そして、これも学校ぐるみでサポートしていただいておりまして、毎年60名から70名程度の入団者を確保しているということなんです。学生なので3年ないし4年で卒業されちゃうんです。ですから、それだと欠員が出ちゃう。しかしながら、リーダーですとか、上級生が必ず次のメンバーを勧誘していただける。そういう意味でサイクルを保つことができているというのが、学生団員としてのメリットなんだと思います。

もう1個、学生にとっては先ほどの学生認証制度というのもあります。また、費用弁償というのが、こうした社会貢献をして、ボランティアをしながらお金がもらえるという部分。そして、救命士養成課程を持っている大学の学生などは、消防に理解を、もしくは触れること、経験を生かせるというかなりの数のインセンティブが学生にはあるんです。ということで、逆に消防団といたしましても、若い力、実働の力、活動の担い手を確保することができる。そういう意味ではこの学生団員という制度はお互いウィン・ウィンの制度となっているので、もう少し拡大をしていきたいと思っている次第であります。

それ以外の消防団についての向上策を幾つか挙げたいと思います。どうしたらいいのか。各消防団ごとに入団促進委員会というのをつくって、どういう目標を立てて各消防団確保していこうか、分団ごとにどういう勧誘活動をしていこうか、年間を通じて自己評価を図ろうということによってやっております。

実際にどうやって勧誘するといっても基礎的な資料が必要なので、私ども事務局のほうで管内の地域特性ですとか、地域の平均年齢とか、分団の充足率はどうなっているのか、活動はこんなもんだよということで基礎データ、カルテのようなものをつくって消防団にお示しをしている。基本分団と機能別消防団員の違いはこうなんだよという解説ができるようなカルテを渡している次第でございます。

また、もう一つ、面白い方法なんです。広報、いわゆる募集広報に特化した機能別団員というのも設けております。各消防団、四半期に1回以上声かけをやりましょうねということ徹底しています。その声かけ活動に従事していただく機能別団員、これがかなり効果を上げている次第でございます。

次のものですが、エントリーシート、いわゆる電子申請をこの10月から導入いたしました。スマートフォンですとかインターネットから、東京都特別区消防団のホームページにアクセスしていただいて、入団したいんだけどというエントリーシートを送ることができる

ようにいたしました。東京都全体の電子化、ペーパーレスの流れとして、どうなんだろうかと思いながらやってみたんですが、実はこれがまだ2か月しかやってないんですが、既に26件登録が来まして、そのうち20人はもう入団手続に入っている。入団率、この少ない数字の中で恐縮なんですが、76%の入団率を上げている。既に12月も5件の申請が来ているという状態でございます。

これが何でよかったのかというと、土日やっている、時間外も受け付けてくれるといった部分で、消防団や消防署に対する敷居が低くなったという理解、あとは便利だということで、まずはきっかけとしてエントリーしてみようかなといった時点でこちらからお電話をして、団員からも面談をしてということで効果を上げている次第でございます。

また、次は機能別団員の拡充の例でございます。1番の消防団、これは区が町会にC級ポンプを配置しているんですが、その訓練指導に特化した方を機能別団員として採用しようという形になっています。これまで区民消火隊は報酬というのはないんですけども、これもウィン・ウィンの関係になると思います。機能別団員として登録されることによって団員としての年額報酬も出ますし、費用弁償も出るという形になります。

2番の消防団、これは広報専門ということですが、実際はパソコンとかインターネットでホームページを作成するための技量とか、フェイスブックに投稿する役だけをする方というのを少数採用している次第でございます。

3番は看護学生と元団員、経験とスキルを生かして応急救護訓練指導に特化した活動をしていただくというものでございます。

これは先ほどの募集専門団員と同じなんですけれども、乳酸菌飲料の販売員の方が、何とかレディーさんがいるんですけれども、その方は普段いろんなところを回っているんですけれども、そのお仕事とお仕事の間に消防団員として募集活動をしていただいているということで、かなりこれも効果を上げております。

また、5番の消防団は、OB、これから退団をしようといって考えていた方に対して、団員指導アドバイザーという形で残っていただくという機能別団員でございます。

今、退団という話が出ましたけれども、退団の抑制をしないとちょっと厳しいなという部分が多々あります。定年については条例とか規則に特に定めがないので、各消防団が内規で定めております。48団については、定めている中で、70歳だったり、71歳だったりということで全く定めていない消防団もある中で、この定年制度というのは延長を考える方向でいったほうがいいのかという形で、今、全部の消防団について定年はどうなっている

んだということを照会して、場合によっては延長をお願いするということを東京消防庁でもやっている次第でございます。

現在は人生100年時代と呼ばれておりますので、70歳を超えても元気な方はまだまだいらっしゃいますので、そこを取り込んでいきたいなと。または指導者としての慰留をしていただきたいなと思っている次第でございます。ただ、実働の消火活動ができる人員までになってくると厳しいなというのが悩ましいところ、また幹部の定年を延長することによって、そのほかの方の上位へのモチベーションに影響すると、ちょっと懸念されるなというところでございます。

実際に退団抑制をした消防団の例です。これも機能別団員（教育担当）としてとか、指導に特化した方について定年延長して、居残っていただいたという成果でございます。

こうしたことが背景としてあるんですけれども、基本的には広く広報をしていきたいと思いますということで、毎年1月15日、「防災とボランティア週間」の初日に「Tokyo消防団の日」という日を定めまして、大規模な声かけキャンペーンですとか、街頭でのアピール等を行っているんですが、来年はできるかどうか微妙なところになっております。また、このラッピングバス、大きなバスなんですけれども、実は東京消防庁音楽隊が移動用に使っているバスなんですけれども、そこに大きくこのように「消防団員募集」と張っておりますので、これを走らせることによって動く広告塔にしていたり、また大学のキャンパス、今、大学もリモートになっちゃっていて、思うようにはいかないんですけれども、広報する。また、多くのマスコミに情報提供して、アピールをしていくということをやっております。

実際はこんな形で行っている。対面なので、今年はやり方をどうしようかということで思案しているところでございます。

また、格納庫にこうした統一ロゴマークを張り付けていただいて、イメージを定着していただくかなというふうに考えております。

今日お手元にもリーフレットをお配りしましたが、毎年消防団の募集のポスターをつくっております。今この画面に出ているのは、全ての形が一緒になった統合型なんですけれども、全員が現役の消防団員です。モデルではありません。現役の消防団員を一瞬だけモデルとして登場いただいたという形になります。

リーフレットのほうはお手元にもありますが、対象別につくりました。ジェネラルな一般用、女性に特化した内容、学生に特化した内容、そして事業所として社員の方を参加させてほしいなと思いを込めた事業所用、開いていただきますと、中身も違うものとなっております。

すので、後ほど御覧ください。

今後の取組といたしましては、機能別団員、先ほど御紹介はいたしましたが、まだ全団導入には至っておりません。また今、現在進行形で検討中なのですが、大規模災害団員をもう少し広げるために導入をしていこうと。まだ導入していないので、これからどのような形で、幾らの報酬で、どういう仕組みでというのを検討しておりまして、来年度早々には大規模災害団員を入れていきたいと思います。また、募集広報活動はさらなる拡大、ユーチューブですとかSNSも含めたアピールをしていきたいと思っております。

雑駁ではございますが、こうした地道な努力はやっておりますが、突破口となるのがなかなか見つからなくて苦労している次第でございます。

以上でございます。失礼しました。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。突破口になる道筋がまだよく見えないと言いながら、かなり団員拡大のヒントになるお話を沢山いただきました。どうもありがとうございます。

それでは、これから議論、質疑応答に入らせていただきたいと思いますけれども、今回は第1回ということでございますので、少々機械的でございますけれども、各委員が順番に、ということでも結構ですので、お話ししていただければありがたいと思っております。

鳥取市の安達委員が、今、御参加いただいているんですけれども、途中から御参加されたということもありますので、安達委員が一番最後に発言をしていただくということで、それ以外は私の手元にある名簿順でお話を伺いたいと思います。

1番が秋本委員、よろしくお願いいたします。沢山あると思いますが、遠慮なくよろしくお願いいたします。

【秋本委員】 最初に発言させていただくというのは誠に光栄ですが、本当に今先生からお話がありましたように、これはいろんなことを考えさせられるところでございまして、処遇の改善をして、そのことは大臣のお手紙にも、ひいては団員の確保につながるのだという、そこが一番の問題だろうと思うんですけれども、処遇の改善ということで、例えば報酬とか手当を何とかもう少し考えることはできないだろうか。こうやった場合に一般の住民の皆さんがどう受け止められるか、市町村御当局の方々が、あるいは議会の議員の方々がこのことについてどう受け止められるか。これは消防団の存在、あるいは消防団の活動というものについてどう評価していくかということが、底流にひょっとしたらあるのかもしれない。

やっぱり消防団大事だよな、消防団よくやっているよな、やっぱり処遇も少し考えてやったほうがいいんじゃないだろうかといった空気になるかならないかということは、言い換えますと、消防団の存在、あるいは消防団の活動ということについて、関係の皆さん方がどんなふうを受け止められるか。あるいは消防団の存在、活動ということについて、あまり御認識がないとか、あまり評価をどうするかなどということを考える機会もなかったといったことがひょっとしたらあるかもしれないということになりますと、処遇の問題ということを考えるときに、そういったことについての御認識、御理解をどういうふうに考えていくか、あるいはもっと分かっていたできるようにするためにはどうするか。

このことはひょっとすると消防団側の人としても、自分たちの活動についてこれをどう評価するか、どう評価されていると認識するかといったことにもなるかもしれませんが、そういうことを含めての、これはPRと簡単に片づけるわけにもいかないぐらいに実は幅が広いんだと思うんですけれども、そういったようなこともこういうことを話題にするときは考えていかなきゃいけないのかなと思ったりいたします。

私ども日本消防協会も、そういうことにつながるようなことをこれまでもいろいろやっておりますけれども、もっとやれることはないだろうかと思ったりもいたしております。どうぞよろしく願いいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

それでは、続いて、千葉県消防協会の石橋委員、よろしく願いいたします。

【石橋委員】 石橋でございます。ただいま秋本会長からお話がありましたように、私も今、日本消防協会の消防団員確保対策等委員会委員長をやらせていただいているんですけれども、妙案がなくて非常に苦慮しているところです。

その中で地元を振り返りますと、まず若年層が外に出て生活をしている方が多いものですから、地元の若年層を消防団に入れるということはなかなか、今。ということは、逆を言うと、その人たちが地元に戻ってきていただければ一番いいんですけれども、それもなかなかうまくいかない。先ほどもお話がありましたように、一番多く減ったのがあまり出動しない、俗に言う幽霊団員という方を整理すると同時に、定年制を導入したおかげで、そのときに一気に消防団員が減ったということで、我々の現役のときは自分が辞めるときは、自分の補充を持ってきて初めて退団できるという状況であったんです。

それが今、ここに出ている団員の報酬というのは、25年度の消防団を中核としたあの法律のおかげで、地方自治体ではかなり上げていただいた傾向があらうかと思えますけれど

も、それではいくらまで上げればいいのかというような議論も一方で出てくると同時に、もう一つは広報活動というのをもう少し充実、内容のあるものにしていただければ、家庭内において奥さん方の協力も得やすいのかなと思っています。

今、千葉県におきましても、大学生の学校訪問をしながら加入促進をいただいている。それで、その中の利点は何を持っていけばいいかということでやっているのが、就職とかそういうときに、4年間消防団員をやっていたというものを、我々行政としては迎え入れるような体制づくりをしていただければやりやすいのかなと。

それで突飛になりますけれども、新しく職員になった、また地方公務員になった方に、3年なら3年間、消防団に加入をしていただくことを義務づけていただければ、3年間という短期間でございますけれども、それがローテーションになれば、維持できるのかなと。やはり消防の中核は団員であるというふうに認識をしながらやっているわけでございます。

そういう中で、先ほど申し上げましたとおり、処遇改善していただくのはありがたいんですけども、それで団員が増えていただければ一番いいんですけども、なかなか思うようにいかないというようなことで、それでここに出ている加入促進に関しましては、すべからずこれはもうやっているんですけども、なかなか実効性が上がってないと、苦慮しているところでございます。

そういうことを考えながら、それで財政力によってそれぞれの消防団員の処遇も違うということです、これは消防庁のほうで一括消防団という色つきの予算をつけていただくことをお願いして、終わりにいたします。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、リモートになりますけれども、東伊豆町の竹内防災課長さん、よろしく願いいたします。

【大田委員（代理：竹内防災課長兼防災監）】 竹内です。まず、本町の今の消防団の状況について簡単にお話しさせていただきたいと思います。

現状として、9分団、女性消防隊1隊で運用しておりまして、条例定数については、今現在280名となっております。昨年度までは330名でしたが、先ほどもお話がありましたように、幽霊団員等も整理した中で、条例定数を下げないとなかなか330名までは募集しても来ないということで、280名に致しました。ところが、4月1日現在ですと、255名の団員となっております。本年度から機能別消防団員制度を設けまして、退団した方を支援団員として各分団で抱えていたものを、機能別消防団という形で取り入れたので、そ

の方が今14名おります。

本町につきましては、ほかの市町とは違いまして定年制を取っております。これにつきましては、現役の消防団員から、定年制をなくすといつまでたっても消防団を抜けられないということがありまして、45歳という定年制を設けております。ただ、機能別消防団員につきましては定年制を設けてございません。

それから報酬につきましては、本年度から全団員、個人への支払いということとしております。

今、町独自の取組としましては、全国で自動車運転免許制度が変わり、今の普通ポンプ車に乗れないということで、普通免許で乗れるようにしたいと思っておりますが、なかなか財政も厳しいため、車両更新ができないというところもありまして、自動車の運転免許取得に係る補助、それから消防団は、先ほどお話もありましたように、今後、火災のみならず、あらゆる災害に対応するということもありますし、昔のように消防団活動が活発ではありませんので、どうしても消火活動等においても危険を伴うということもありますので、消防団員に対しては消防・防災に係る技能取得に関して重機の取扱いも含めて技能取得の要綱をつくりまして、補助をするということを今年度から行っております。

本町では当然、水利等を管理するに当たりましては、草刈り機、それから災害・水害等になりますと、倒木の処理ということでチェーンソーを扱いますので、特別公務員という位置付けである消防団員は、労働安全をきちんとしたほうがいいだろうということで、草刈り機、チェーンソーの講習を全額公費で実施しております。

本町で消防団員が減っている状況につきましては、やはり昔の消防団員のイメージというのが強く残ってしまして、元消防団員であった親世代がなかなか入れたがらないというのがあります。ですから、募集をかけても、入っていただく方が少ないというのが現状あります。それと、財政が厳しいということで、今、活発に皆さん全国で行われている操法大会につきましては、当面見送るということをさせていただいています。その経費を基本的には資機材整備、ポンプ車がもう30年たちますので、そろそろ車検等も通らなくなるということで、そちらのほうの整備に充てたいということで、消防団員との話し合いの中で操法大会には出ずに、その経費を充てるということを今年度からしております。それに代わる消防団員の技能の講習、向上につきましては、団本部のほうでそういった指導を中心に、今、計画を立ててやっていくような形を取っております。

今、町内で働く方がいらっしゃらなくて、中小企業、主に近隣市町の中小企業に勤める方

が多くおまして、その中小企業の方からはあまり賛同を得られていないという状況であります。というのは、隣町の消防団のことですから、勤務先の他市町の企業の方からすれば自分たちの身にあまり関係がないというところで、職場に黙って消防団に入っているという方も多々おりますので、本町からの要望としますと、企業へのもうちょっと何かしらの支援、それから協力が得られるような施策をしていただければと思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、消防庁の荻澤さん、よろしくお願いいたします。

【荻澤委員】 消防庁の荻澤でございます。今ほどいろいろプレゼン等もございましたけれども、消防団員数の減少、条例定数の充足、なかなか厳しい状況にあると。これについては市町村長さん、議会の皆さん、地域の皆さんそれぞれ大変な問題意識を持って取り組んでいただいているというふうに私どもも認識しております。

その上でいろんな取組をこれまでやってきているところでございますけれども、では、どうするかということですが、これという決め手がなかなかないわけでございます。

一方で、消防団に対する認識いかんという秋本会長からの御発言もありましたけれども、実は常備の消防、私ども緊急消防援助隊という、大規模災害時には応援も入れてやってまいりますけれども、常備の消防が活動するのは本当に大変なとき、急性期でございますので、割とこちらのほうは注目が集まりやすいわけでございますけれども、消防団の活動、実は大規模災害、特別警報が出るような、実際に発災前の段階から随分住民の避難誘導、支援、そういうところから、地道ではありますが、大変な活動をいただいています。

また、避難所運営、これは実際の救助活動に比べてもかなり長期化しますし、そういうところでの消防団の方の地域の支えがないとなかなか回らない。こういう点については、冒頭、座長からの御発言もありましたけれども、消防団には大変大きな役割を果たしていただいている。そういうところの認識、しっかり私どももこういうところをPR・広報をやっているかなければいけないと思っておりますけれども、それに照らして出動の手当がこういう活動に見合っているものになっているのかどうかという点については、率直にこの検討会で御議論をいただければありがたいと考えております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、千葉県市原市長の小出さん、よろしくお願いいたします。

【小出委員】 市原市長の小出譲治と申します。

私どもの市原市の消防団につきましては、千葉県内では3番目に団員の多い組織となっております。しかしながら、皆さんも御承知のとおり、団員数も全国に比例いたしまして減少傾向が続いております。しかしながら、平成25年に消防団充実強化法が公布されて以来、様々な施策を行って大幅減少を回避して、これはやっとのことで回避をしているという状況であります。

私自身も消防団活動を10年以上やってまいりましたので、その中で得た経験も生かしながら、あらゆる施策の展開をしていきたいと思っております。

まず、先ほどもどなたかがおっしゃっておりましたけれども、消防団報酬といったときに、親世代の人たちの理解というのが非常に様々だなど。私自身も加入に行ったこともあったんですけども、過去には消防が酒を飲んで騒いでとか、そういう状況が当たり前だった時代の親世代の人たちは、自分たちはさんざんそういうことをしてきたんですけども、それがずっと頭にあるせいか、息子はそういうところに入れたくないと。そういう状況で、理解を得られないという現状が一つであるというふうに思っております。

しかしながら、我々の各地域、町会において、青年団というものがなくなってきております。そういう状況の中では、消防団組織というのが一番若い層のコミュニティーの場だということでもありますから、何としてもこれを活性化して将来につなげていきたいと思っております。

市原市はコンビナートと共に成長してきたまちでありますから、日本全国から移り住んでいただいて、今、市原市ができて58年経過しておりますが、市原市ができた当時、7万3,000人の人口からスタートして、今、28万弱という中核的なまちになっているわけですが、圧倒的多数が市外から市原市に住みかとして移住をしていただいて、今の市原市にという状況であります。しかしながら、消防団活動をやっているのは、もともと7市町村が合併をしましたので、その中の古い体質のままの消防団が脈々と続いたり、人をつないでいっているのは、そういう地域であるという状況であります。

しかしながら、市原市内において、今、唯一人口が伸びているところは、URが開発をしましたちはら台団地というところがあるんですが、これですら約20年近く経つんですけども、今、その地域だけで人口2万7,000人おります。その中で、今までは近隣の旧町村の消防団がそこに入って活動してきたんですけども、今、町会長たちをはじめ、その若者が立ち上がっていただいて、そこに新たな消防団組織ができたというのは非常に心

強く思っているところであります。

そういう意味ではしっかりと消防団としての在り方、意義というものを市民にお伝えして、御理解をいただいて、一番大事な、消防団活動をして、その中から今度はPTA活動になって、町会活動になってという段階が一番最初の若い世代の塊であると思いますから、しっかりとその辺はやっていきたいと思っております。

私自身、子供が3人おまして、長男は当然なんですけれども、次は長女がおまして、娘婿にも今消防団に入って活動させているところでありますので、自分としても経験を生かした中で、消防団の大切さというものをしっかりと伝えていきたいと思っております。

一方で、私自身も消防団活動をやっていた時期には、これは約30年近く前の話になりますけれども、石油コンビナートを中心とした地域でありますので、私の自宅の周辺で大規模火災がありました。これは中ぐらいの工場だったんですけれども、フレコンバックを製造している工場があって、そこで大規模火災があって、かなり長時間燃えたわけではありますが、地元の消防団ということで私も率先して行ったわけではありますが、その当時は装備品についても、消防団の装備品というのは本当にたかが知れたものでありまして、有毒ガスが発生するかもしれない中、タオルをぬらして、口に当てて消火活動をしたというのを覚えているところであります。

そういう中で自分もそういう経験をした中で、私は市長になってから、消防団員に対して、装備についても常備消防に準ずる装備を今しているところであります。

昨年、市原市においても3つの大きな台風の災害で大きい被災をいたしましたので、その中での消防団の活動というのは非常に市民の皆さんにも御理解をいただけたものと思っております。改めて、被害が大きかったところに消防団が長期間入って活動して、そこから消防団が撤退をするときに、地元のおじいちゃん、おばあちゃんが手を合わせてありがとうございますと涙ぐんでくれた姿を見たと、消防団から報告をいただいたときには、何としてでもこの火を消さないようにしっかりと頑張っていこうというふうに思っております。

そういう意味では今回の処遇改善等についてもしっかりと皆さんと議論させていただいて、そういうものを糧により一層、市原市においても、全国的においても消防団の必要性というのを訴えながら、より充実した組織にしていければと思っております。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、今度はオンラインですけれども、常葉大学の重川先生、よろしく

くお願いいたします。

【重川委員】 今ここまでお話を聞いていて、皆様が血のにじむような御努力で何とか持ちこたえてというのも痛いほどよく分かります。

その上で考えたときに、これからどうしていくのかというときに、平成生まれの人たちがもう32歳になるんですよ。我々は当然、昭和の人間なんです、うちの学生なんかを見ても、平成生まれ32歳というと、本来であれば気力、体力共に充実して、消防団の中核、地域防災の中核を担ってほしい人たちが既に平成生まれ。そうなってくると、ある意味でいろんなものが不明確・不明瞭、あえて言葉にしなくても分かるだろうというところできずとっていくというのは、なかなか今後難しいなと思います。

実際、消防団の方たちと話していても、今日の資料にもありましたが、1回の出動の解釈が全く違う。あるいは消防団活動の本来やるべき業務というのと、そうじゃないけれども、地域のためにと我慢してやっている業務、ここの解釈も人それぞれ違うんです。あるいは報酬についても、本来、個人に支払うことになっているんだけど、うちは事情があるからなんでねとか、そこら辺も不明瞭なところがすごく多い。

これまではそうはいっても団のためにというところで、皆さんの御厚意におんぶに抱っこで何とか乗り切ってきて、そして団員の多くも、まあ、そりゃそうだよなで納得していたものが、もはやそれじゃもう押し通せないんだろう。そうしたときに1回支払いを時給にするとか、報酬の基準を明確にこれと比較して、ここまで引き上げてもいいんだ。そういうふうに明文化し、納得できるルールをつくる。地域により、団により解釈が違うということを排除していかなきゃいけないと思っています。もちろんそれが100%いいことじゃないことは分かりますけれども、ここまでやってきてやっぱり限界がある、時代も変わっている、そのところを人によって解釈が違う、おまえもこう考えなきゃ駄目だよという、その解釈の違いというのは、結局、団活動にとってマイナスに働いていくんじゃないかと思っています。それが1点目です。

それから2点目です。それと相通ずるところなんですけれども、例えば報酬を個人単位に入れる、あるいはアップするときに、さっき東京消防庁さんからの御発表でも、あんまり活動に熱心じゃない人も一律にどうなのかねという御議論は必ず出てくると思います。ただ、活動に熱心じゃない団員が存在する根本の理由は、無理やりお願いして入ってもらった。そこには定員確保という大きな課題があり、そこに向けて皆さんかなり苦勞されている。申し訳ないけれども、入ってくれないかな。ちょっと大胆なんですけれども、それをあえて見直

して、無理やり勧誘してというのではなく、数減っていてもいいじゃない。むしろ本当にやる気がある人、少数精鋭でやる気のある人がやってもらう。その代わり、報酬をうんと上げればいいというふうに思うんです。

今までの団員数が目減りしていることが悪である。それを何とかしなきゃというところで、全部マイナス、マイナス、皆さん苦勞しながら結局増えていかない。そこを抜本的に考え直してもいいんじゃないか。少数精鋭でしっかりと報酬も払う。そういうところを見て、飲み会だけじゃない、すごい知識なりスキルを持っていて、活動できるんだね。実はそういった地域に貢献したい、防災的なことでやってみたいという人は若い人の中に沢山いるんです。ですから、そういうふうにそこら辺もちょっと今風に大きく見直すことも必要なのかなと思いました。

勝手な考えなんですけれども、今までのところを打破するためにはちょっと観点を変えないといけないのかなという気がしたので、あえて申し上げました。

以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、神奈川県の花田委員、よろしくお願いします。

【花田委員】 神奈川県の花田でございます。よろしくお願いします。

まず、神奈川県消防団員の状況について御説明をさせていただきますが、ここ数年、神奈川県におきましては、消防団員はずっと微増でございました。伸び率でいくと全国トップクラスであります。絶対数としては100人ぐらいの毎年増ということでございます。

これはなぜかという、ひとえに横浜市が非常に頑張っていると。それが原因なんですけれども、では横浜市は何やっているかということだと、東京消防庁さんからもお話しありましたが、事業所団員であるとか地元での女性団員、これは積極的に勧誘しているというところが功を奏して、団員数としては5年前とほぼ遜色ない形で、微増で進んでいるということですが、それ以外の市町村につきましては、やはり少子高齢化の波を団員もかぶっているということで、全国的な傾向で減少している地域もあるという実情であります。

今年はコロナということもありまして、神奈川県全体の消防団員について、勧誘活動がなかなかできないということもありまして、若干の減にはなりましたが、そういった状況であります。

また、県の立場から言いますと、これは広域自治体でありますので、消防団は市町村だよということではなくて、県としてできることはしっかりやっていこうということで、様々な

取組を行っています。具体的に本県では、消防学校の隣接市の敷地約8ヘクタールでありますけれども、2年ほど前に災害救助訓練施設（ディザスターシティ）を作りまして、例えばユニット式の家屋の倒壊を再現するとか、水難救助の場面、土砂からの救出・救助ができる訓練、和歌山県に続いて2例目、規模としてはかなり大きい規模ですが、それを作りました。消防職団員それぞれ技量に応じて訓練ができるということで、作っております。

また、活動面でいいますと、本県も東京都さんと同じように、ここ数年、去年は台風被害がありましたが、あまり大きな被害があるような災害がなかったということで、1年通年してみますと、様々な活動といっても訓練であったり、周知活動であったりということで、本来の救助活動がなかなかできないということがあって、要は私たち消防団員はいざというときに何したらいいのか。そこについては様々法令などで、団の詰所に参集してからの活動ってマニュアルは非常に沢山あるんですけれども、実は私どもの局の職員で地元の分団長をやっている人間がいて、消防団員が詰所に行くまで、要は1人で詰所に行くまでの間に要救助者を見つけた場合、どうやったらいいのかというのがなかなか分からないという声があるのですということで、実は神奈川県は東京法令出版と協定を締結しまして、こういうものを作らせていただきました。

「消防団初動対応サポートブック」というものであります。これは一定程度部数を持ってきたので、後ほどお配りしたいと存じますけれども、団員が詰所等への参集の間に覚知した事案についてどう対応したらいいかという、いわゆるニッチな部分についての対応を書かせていただきました。こういった実際に分団に所属する分団長からの発想をくみ取って、県としても3,000部ほど売ればかなりいいということなのですけれども、既に半年で7,8,000部売れています。

さらには今年、消防学校で行う消防団教育というのが、コロナの関係で軒並み中止になっておりますので、今やっておりますのは、消防学校のほうでビデオをつくって、こういったものですどうしても限られておりますので、ここにQRコードを全部つけて、ここをQRコードで覗けば研修ができるという工夫も考えているところであります。

それから、これも事前にここへ来る前にいろいろ意見を聞いたのですが、実は消防団の皆さん、アプリを見ながらやっていると。東京消防庁さんはアプリを持っているとお聞きしていますけれども、結構民間が月数百円かかるアプリをみんな導入していて、いろいろ調べているんです。ですから、ぜひ消防庁アプリという公式アプリを作って、消防団というのはこういうもので、こういう活動するんだよという、アプリでやっていくというのは必要なのか

なというところは感じているところであります。

本丸の処遇の関係について、これは私の個人的な意見になりますけれども、例えば東京都であるとか、神奈川県であるとか、全国的に見ても報酬や費用弁償が高い地域が、それでは促進が進んでいるか。必ずしも相関は取れてないんじゃないかと思っています。私自身は、処遇の改善というのは特効薬ではないだろうと。ただ、サプリメントにはなり得るのかなと。要は栄養補助剤のようなイメージで。

本丸、消防団の加入促進を進める上では各委員からもお話ありましたとおり、消防団員としてのモチベーション、これは個人のモチベーションでもありますし、世間から見られているという意味でのモチベーションかと思います。先ほども災害時に、消防団活動に対して高齢者が非常に感謝したということがありましたけれども、そういった経験を通じて、自分は消防団員として地域の皆様に感謝されているという実体験を持っていただくことが必要だろうと考えておりますので、社会貢献意欲を満たしてあげるような仕掛け、インセンティブ、そういったものをしっかりと持っていて、それに見合ったサプリメント的な報酬を導き出してあげるというのがよろしいのかなと。あまり報酬だけに議論が終始すると、別の方向にいつてしまうのかなという危惧は、各委員さんの意見を拝聴して感じたところであります。

以上でございます。

【室崎座長】 ありがとうございました。

それでは、全国消防長会の山内委員、よろしくお願いいたします。

【山内委員】 京都市消防局長の山内でございます。全国の常備消防代表の全国消防長会の代表として、今日は出席をさせていただきました。

まず、消防団につきましては、我々常備消防からいたしましても、平時の火災予防、そして火災の活動、あるいは大規模災害等、本当に不可欠なものであります。うちの市長は、消防団は京都の宝であると挨拶で必ず申されますけれども、私自身も消防団に入りたいと思えるような魅力のある消防団、そして入ってよかったとやりがいのある消防団、それを周りの皆さんが評価する消防団、この3つはいずれも不可欠だと思っております。

今日の検討会で報酬・出勤手当をはじめとした処遇等入団促進、この2点が挙がっておりますので、それにつきまして私の意見を述べさせていただきます。

まず、消防団が減少している問題ですが、少子高齢化で子供の数が少ない。これは育てる親の世代も少なくなっているわけですから、成り手が少ないというのは社会人口の現象だ

と思っています。また、サラリーマン化も進んでいる。そして、全国の常備消防は充実してきた。こういう社会的な要因、あるいは体制的な要因、これが減少の一つである一方、先ほど座長の室崎先生がおっしゃいました消防団入団促進の施策、我々もあらゆるものに取り組んできたんですけれども、その施策は良かったのかどうか。あるいは施策は良いけれども、取組が甘いのではないか。こういう議論を整理する必要があります。

つまり、こうした少子高齢化、サラリーマンが多い中で、一定減少しているのに対して打っている施策、これにつかまして効果はあるのか、あるいは中身は良いけれども、どうなのかという問題であります。

思い出しますのは、先ほど話もありました平成25年の消防団の充実強化法、議員立法だったと思いますが、できたときに今日御出席の秋本会長からも、全国の消防本部に対して頑張してほしいと再三にわたって要望がありまして、よしやらなければならないということで我々京都も立ち上がりました。

いろいろ分析しますと、まず1点見えてきましたのは、いろんなことを国から言っていたいているんですが、食わず嫌いといいますか、取り組んでいない項目があり、あるいは、分団単位で積極的でないところがありましたので、まずは特効薬はありませんけれども、国の施策をしっかりと見て取り組まなければ効果がない。例えば事業所の協力事業所制度あるいは女性消防団員の加入、学生消防団について、全てのものをまずは一様に取り組んで、更にそれを検証すべきだということでやってまいりました。といいましても、消防団は長年にわたり火災予防、消火活動を基本として、地域で活動された伝統がありますので、まずは消防団長に御理解いただくというのが一つの我々の仕事であります。

消防組織法で、消防団というのは一定確立した組織でありますから、消防本部が当たり前のようにということは当然できないんですけれども、そこはしっかり御説明をして、伝統あるものは継承しながら、新しいものについても取り組んでいただいてほしいということを、本当に地道に説明をして、又は課題を理論的に分析して取り組む。そういう姿勢がないと解決しないということでやってまいりました。

たまたまかもしれませんが、結果5年で京都市のほうは団員が6%、そして女性が1.5倍、学生は4倍ぐらい増えました。そして団長のほうから、そんなことをすれば分団長からいろんなことを言われるよという意見もありましたが、現状の課題と将来予想を含めて繰り返して地道に取り組むのが一つの解決策かなと思っています。

それからもう一つ、処遇の問題ですが、先ほどお話がありましたが、処遇の報酬と手当、

報酬は条例であります。我々一般の常勤の公務員の給与は給料という費目でいただきますが、非常勤の場合は報酬ということで、団員にとって、これは給料となります。一方、手当は費用弁償ということで名前が、何か活動したら、洗濯をしたり、飲料水を飲んだりというイメージがありますが、そもそも我々の活動ですと、給料以外に消防職員は公安職として、危険、不快、困難という趣旨で、特殊勤務手当として出動手当が支給されておりますので、どちらかというと消防団の災害出動はそうした見合いが含まれているにもかかわらず、先ほど条例（例）でありましたような費用弁償という文言でありますので、位置付けとか準則の中身について御検討をしていただいたら、ただ単に上げてほしいということに対してひとつ検討していただけないかと思っています。

消防団員の年額報酬の実績の平均が3万円余りということですが、交付税措置の3万6,500円を下回っており、消防庁の皆様も財務省調査でその実績を指摘されるなどいろいろなことがあると思うんですけれども、3万6,500円を上回っているところもありますので、全体のベースアップといえますか、3万6,500円は1日にすると100円になります。消防団員の郷土愛護の熱心さについては、基本的には災害出動に備えてどの団員さんも、我々も自宅に行けば、団服を床の間とか寝床に置いて、御家族も呼び出し電話がかかってくるなら出動しなければならないというなかサポートしていただいております、365日24時間オンコールを受けて出動していただいているのが1日100円ということですから、それが高いのかどうか、ほかの非常勤職員に比べてどうなのか、そういう議論もあっても良いと思っています。

とはいいいましても、昔に比べますと、自営業をされている以外にサラリーマンの方もおられますから、出動については一定配慮してあげたり、活動については一部ということで、京都も先ほどありましたヤクルトレディーとか、いろんな形で機能別分団を取り入れるなどして少し柔軟い対応もしております。

それから最後に、訓練につきまして、若い団員にポンプ操法を一生懸命やってもらっていますが、併せて、消防学校に来てもらい、施設を開放した実践的な放水活動とか、プールで救命胴衣を着装してボートの訓練をしてもらうなど、従前の1つだけの訓練ですとワンパターンですけれども、新しいことをすれば若い人も非常にやりがいあるということで好評を得ております。

以上でございます。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、少しお待たせいたしました。鳥取県の安達さん、よろしくお願いします。

【安達委員】 参加が遅れまして大変申し訳ありません。私は鳥取県の鳥取市消防団女性分団の安達といいます。よろしくお願いいたします。

入団して11年目になります。現在、鳥取市消防団女性消防分団は15名の定員なんですけれども、11名で活動しております。15人に達してないというのが問題点として挙がっております。地域のほうに活動で出かけた際に、私たちのことをどれだけ知られているのかなというあたりについては、やっぱりあまり知られていないというのが現状です。

女性消防団員の活動をどのように皆さんに知っていただきたいかなという点ですけれども、団員の中では成人式で紹介してはどうか、地域のテレビで紹介してはどうかという意見も出ていますけれども、なかなかそこがまだ実行されていない状況にあります。

また、女性については、分団の詰所がないために、地域の活動、例えば保育園の防災教室に出かける際にみんなで練習をするんですけれども、詰所がないので、一体どこで練習をしたらいいのかなというあたりも問題点として挙がっておりますので、地域の問題になるかもしれないんですけれども、私たちの女性分団の詰所というのも必要ではないのかなというふうに考えております。

女性のほうは台風とかではあまり活動には出かけないんですけれども、男性のほうは台風や大雨の際に活動をしなければいけないので、その際に分団の詰所にWi-Fiを設置してはどうかという意見も出ております。水害対応で気象予報などの情報を取得するために、どの団員も自腹を切って、自身の携帯パケット料を削って気象予報などを見ているのが現状みたいなので、その辺もWi-Fi環境があればいいのかなと男性のほうから意見をいただいております。

また、分団詰所のテレビ受信機というのも、NHKの受信料徴収の対象からぜひ外していただきたいなというあたりも、男性のほうから意見を頂戴しておりますので、そのあたりも減免していただけたらというふうに思っております。

団員の報酬についてですけれども、消防団活動は基本的にはボランティアかなというのは自分自身の意見なんですけれども、基本的にはボランティアかなと思うと、報酬の金額は妥当かなというふうに感じております。

私たちの女性分団は広範囲から集まっている分団なので、報酬も団のほうに入れるというところが難しくて、今現在も個人のほうに入っている状況です。男性のほうは広範囲では

ないので、団のほうに報酬が入って、先ほど皆さんが意見を言っていたように飲み会などで使用されているというのがほとんどだと思っています。

一番最初に申し上げたんですけれども、私たち女性分団の問題点というのは、定員に達していないというのが今現在の問題点なので、今回いろいろな方が集まっておられるので、どういう方法で15名の定員に達すればいいのかなというあたりを、またいい意見があればいただきたいかなというふうに感じております。

新入団員の勧誘方法は、見た目の格好よさというあたりも重要になってくるのかなと感じておりますので、もっともっとアピールする機会を設けてはどうかなというふうに自分自身でも感じておるところです。女性のほうも活動服はありますし、制服も持っておりますので、そのあたりもこういう制服があるんだよとかという点も、皆さんにアピールする機会が何度かあればいいかなと感じておるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上です。

【室崎座長】 どうもありがとうございました。

一巡したところで時間が過ぎてしまって、本当はもう少し意見を闘わす場があったほうがよかったのではないかと思いますけれども、今日それぞれ貴重な大切な御意見を沢山いただいたので、これは事務局のほうで一度交通整理をしていただいて、2回目ですっかり論点を明確にして、議論するということでもいいんだろうと思っております。

ただ、最後に私の少し感想で、これもあくまで個人的な感想ですので、そういうものとして受け止めていただいたらいいんですけれども、1つは、まさに消防団の活動というものを社会的にしっかり認識してもらおうというか、高く評価していただく広報とか、そういう取組と、それから処遇を改善するというのは僕は裏表の関係だと思っています。要するにお金だけ上げても、国民なり市民の理解は得られない。消防団というのはとても大切な活動をしてくれていると。だから、いくらでも出してあげたらいいというぐらいの声にならないといけないので、処遇の問題と少し裏表の関係なので、一体的なものとして少し考えていくことが必要だと。

ただ、従来のところではいろんな取組をして、最後に手をつけていないのが処遇の問題なので、ここについてはしっかり手をつけたほうがいい。ただ、それはしっかり理解していただくということと裏表なので、まさにそういう広報と処遇改善は裏表だというふうに思っています。

さらに言うと、処遇改善というのも単に手当を上げるということだけではなくて、活動環

境みたいな装備の話とか、そういうところとも重なっている。消防団というのはとても大切なので、社会全体で消防団を応援していこう、必要なものは財政面からもちゃんと支援しなさいという雰囲気をどうつくっていくのかということなので、ただ、そういう議論をするときに、待遇を変えるということは多分、議論の一つの突破口としては意味があるのではないかと考えていますので、そういう視点からぜひ広報と処遇改善というのを一体的に議論していただければいいのかなというのが1点目です。

2つ目は、本当に消防団というのは大昔から、そういう意味では江戸時代から頑張っているだけで長い長い歴史があって、その歴史と伝統はとても大切なんだけど、その歴史と伝統の中には現代の新しい社会状況に合わない、例えば若者の気持ちにうまく合わないとか、そういう部分が少し残っているところがあって、そこは新しい活動スタイルとか新しいルールとか、そういうシステムみたいなものの消防団そのものが新しく生まれ変わるようなことが多分求められているのではないかな。

特にその中でいうと、活動の幅の広がりみたいなもの、今までなかったところにどんどん消防団が出ていって活動するという、まさにそういう意味でいうと、先ほどの処遇改善と広報の話なんですけど、その根底には活動をより広く、多様な活動をうまく展開していって、若者に魅力のあるような消防団活動にしていくことが多分必要なので、現在にふさわしい消防団活動の在り方みたいなものもこういう処遇改善の議論と並行して、そういうことも考えていくことが必要で、そういう意味で今日は東京消防庁の団員勧誘のやり方とか、いろんな取組は非常に参考になったところがございますので、新しい消防団活動の在り方みたいなものも一緒に、今ニューノーマルと言ったんですけれども、新しい消防団のスタイルをつくり上げていくことも必要なのかということも、今日、御意見を聞いていて感じたところです。

その他沢山いろいろ感じたところはございますけれども、それもこれからの検討会の議論の中で深めていただければありがたいと思っております。

ということで、私が何かいろいろ言ったんですけれども、敢えて言いたいということはないと思いますでしょうか。秋本さん何か、一番最初に言って欲求不満がたまっているかもしれませんので、よろしくお願いします。

【秋本委員】 室崎先生から最後に本当に締めくくり、全体のことをよく考えていただいているなと思います。

処遇といったときに報酬手当、一番分かりやすいものなんですけれども、実は総合的な処遇というところであれですけれども、万が一の非常事態があったようなときにどう対応していた

だけののかといったようなこと、あるいは今もお話がありましたような、消防団としての活動というのはこれから一体どういうことが出てくるんだろうか。

ちょうど私は阪神・淡路大震災の直後に消防庁長官ということをして、全く思いがけない大地震、そしてそれから以後もいろんなことがあって、こうなってくると、本当にいつでも、どこでも、何でもあるぐらいの覚悟を持ちながら、しかし地域の中でどういうことがあり得るか、どういう行動が必要か。だから、そうするといろんな人たちの知恵、力を集めてみんな考えて、みんなで対応体制を作っていかなきゃいけないという中で消防団がやっていくというときは、人材も広げなきゃいけないし、活動の中身も、室崎先生から最初にお話ありましたけれども、質も広がってくる。そういうものにどう対応していくかということは、それらを全部ひっくるめた総合的な活動環境の整備といったようなことをこれからもっと進めていかなきゃならないだろうし、そのことが団員の皆さんにとってやりがいのある活動の場を用意することにもなって、消防団をやって、入ってみようかという方が増えるということにもなってくるかもしれない。

あるいはまた、少年消防クラブというもの、これ東京なんかは本当に熱心にやっておられるんですけども、世界的に見てもこれはなかなか、例えばドイツは日本に比べて人口は3分の2ですけれども、消防団員はざっと100万人いるという、そういったところでの特色は何だろうかといったら、消防署の中に子供部屋が1部屋あって、子供さんたちと消防との付き合いというのが物すごく日常的に深い。そういった中で大人になっていくと、消防団に入る人が多い。そんなこともあるのかなと思ったり、そういう地域全体のつながりといったものを、またいろいろ御議論いただかなきゃいけないのかなと思ったりもいたします。

大変失礼いたしました。

【室崎座長】 どうもありがとうございます。各委員の方、またいろいろ御意見があらうかと思うんですけども、その御意見につきましては事務局に後日でもどんどん言うていただくという形にさせていただきたいと思います。

ただ、私の全体としての気持ちは、消防団の本当に献身的で、本当にすばらしい取組をされているにもかかわらず社会的な評価が低くて、結果として手当が少ないというのは、私はとても思っているところです。あれだけのことをしていただいたら、それなりのきちっとした社会的評価が要るという意味では、まさにそういう意味でいうと、お金の問題という身を背ける傾向がありますけれども、手当の在り方についてもこの検討会でしっかり議論していただけるとありがたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ということで、取りあえず今日の私の責任範囲は以上でございますので、あと事務局のほうにお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

【名越室長】 ありがとうございます。資料10に沿いまして、今後のスケジュールについて御説明させていただければと思います。

本日、委員の皆様方には幅広い御意見いただきましたし、また、その点につきまして室崎座長のほうから取りまとめというか、総括的な御意見もいただいたところでございます。装備の問題であるとか広報の充実、またそういったものに伴う社会的な評価の向上といったものも議論していかなければいけないと思っておりますけれども、まずはこれまで必ずしも十分に詳細について議論していなかった報酬や出勤手当の在り方について、集中的に議論することが必要ではないかということも事務局としては思っているところでございます。

資料10に沿いまして今後のスケジュールでございますけれども、今日、第1回目ということでございますが、おおよそのめどといたしましては、来年の夏頃までをめどに開催してはどうかというふうに思っております。ただ、今日またいろいろ幅広い御意見をいただきましたし、また2回目以降の検討会でどういった議論の内容や、どういった進捗が見られるかによっても、また前後することも、前倒しになることはあまりないかもしれませんが、スケジュールもある程度柔軟に考える必要もあるかなと思っておりますので、あらかじめ御承知おきいただければありがたいと思っております。

来年の2回目以降、令和2年度内は、特に団員のモチベーション向上につながるための報酬や出勤手当の在り方について集中的に議論したいと思っております。第2回の検討会につきましては、現在、各委員の皆様方に日程照会をさせていただいておりますけれども、来年の1月下旬から2月中旬をめどに開催して、先ほど申し上げましたが、特に報酬・出勤手当のうち出勤手当について議論したいと思っております。

また、御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

【鈴木課長補佐】 それでは、以上をもちまして、第1回消防団員の処遇等に関する検討会を閉会いたします。

初回ということで、特にリモートの皆様、機材の不手際もありまして御迷惑をおかけしました。運営面も改善を加えていきながら、引き続き頑張ってまいりたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましては、引き続き御協力いただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は長時間にわたってお疲れさまでした。どうもありがとうございました。